

防府市牧草栽培技術及び経費確認圃設置委託要綱

昭和53年5月4日制定

(目的)

第1条 市長は、水田での牧草栽培技術を確立し粗飼料の安定的生産を図るため、防府市牧草栽培技術及び経費確認圃（以下「確認圃」という。）を設置するものとする。

(委託)

第2条 確認圃の委託は、水田において牧草を栽培する農業者に委託するものとする。

(委託契約書の提出)

第3条 確認圃を受けようとするものは、市長に委託契約書（別紙）を提出するものとする。

(指導)

第4条 確認圃の肥培管理並びに調査は山口農林事務所、市、農協の指示及び指導に基づいて行うものとする。

(設置基準)

第5条 確認圃の設置基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 肥培管理は地区栽培基準による。
- (2) 確認圃の面積は10a以上とする。
- (3) 共試品種は別に定めるものとする。

(調査)

第6条 受託者は、次の各事項を調査しなければならない。

- (1) 肥培管理技術
- (2) 牧草の生育技術
- (3) 収量
- (4) 経費と作業時間

(調査記録等)

第7条 受託者は、前項のほか作業日誌を記録するものとする。

(委託期間)

第8条 委託期間は、委託契約書に明記する。

(報告書)

第9条 報告書の提出は、別紙委託契約書による。

(委託料の交付)

第10条 委託料の交付は、別紙委託契約書による。

(委託料の取消し等)

第11条 委託料の取消し等の条件は、別紙委託契約書による。